

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年10月2日提出
【発行者名】	コモンズ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊井 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山2-5-17 ポーラ青山ビル16階
【事務連絡者氏名】	川端 勝
【電話番号】	03-5860-5716
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	コモンズ・グローバル30ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間(2025年10月20日から2025年12月 2 日まで) 500億円を上限とします。 継続申込期間(2025年12月 3 日から2026年12月17日まで) 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

コモンズ・グローバル30ファンド（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

（当初元本は1口＝1円）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

\* 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額\*とします。

なお、ご購入申込みが行われ、かつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社（以下「指定販売会社」といいます。）のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される(掲載名: コモンズG30)他、指定販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社

〔ホームページ〕 <https://www.common30.jp/>

コールセンター

〔電話番号〕 03-5860-5706

(受付時間: 10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く)

(5) 【申込手数料】

委託会社

ありません。

指定販売会社

別途、指定販売会社が定める購入申込手数料を申し受けることがあります。

(6) 【申込単位】

委託会社

別途、委託会社が定める申込単位とします

指定販売会社

別途、指定販売会社が定める申込単位とします。

ただし、収益分配金等を再投資する場合には、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

当初申込期間: 2025年10月20日から2025年12月2日まで

継続申込期間: 2025年12月3日から2026年12月17日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権は、委託会社 および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。

**委託会社**

コモンズ投信株式会社

コールセンター

〔電話番号〕 03-5860-5706

（受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.common30.jp/>

コモンズ投信株式会社は、当ファンドの運用を行う「委託会社」とすると同時に、自らが発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しております。

**（ 9 ） 【 払込期日 】****1. 委託会社**

## ・ 当初申込期間における申込み

お申込代金は、当初申込期間（2025年10月20日から2025年12月2日まで）に、委託会社へお支払いください。当初申込期間に係る発行価額の総額は、当初設定日（2025年12月3日）に当初信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

## ・ 継続申込期間における申込み

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの委託会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

**2. 指定販売会社**

## ・ 継続申込期間における申込み

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの指定販売会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

**（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】**

お申込みを受付けた指定販売会社でお取扱いします。

前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

**（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】**

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、お客さま（受益者）の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

###### 信託金の限度額

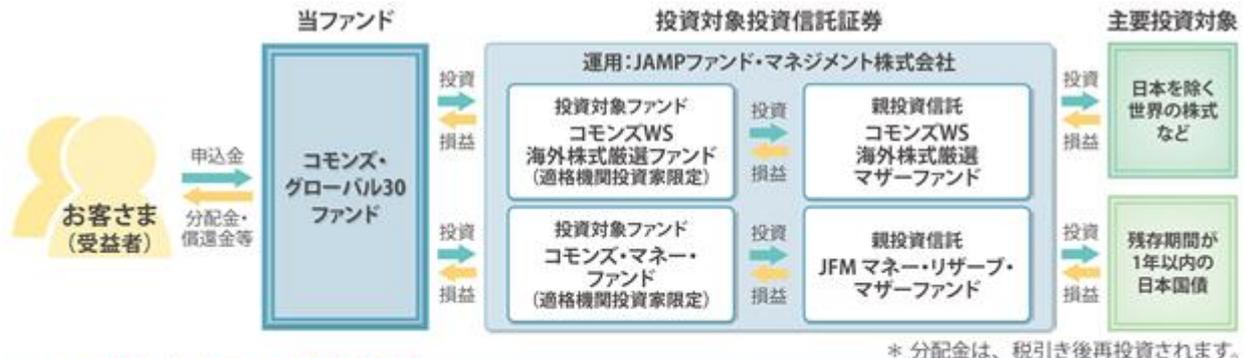
信託金の限度額は1兆円です。なお、委託会社（投信会社）は、受託会社（信託銀行）と合意のうえ、限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

JAMPファンド・マネジメント株式会社が運用する「コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）」および「コモンズ・マネー・ファンド（適格機関投資家限定）」（以下、「投資対象ファンド」という）の受益証券を主要投資対象とします。

お客さま（受益者）が購入されるのはコモンズ・グローバル30ファンドになります。



##### ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

※お客さま(受益者)が購入されるのは「コモンズ・グローバル30ファンド」となります。

## 商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券			ファミリーファン ド	あり
一般	年6回	北米		
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**海外**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**その他資産(投資信託証券(株式 一般))**：組入れている資産を記載するものとする。

**年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**グローバル(日本を除く)**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**ファンド・オブ・ファンズ**：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

**為替ヘッジなし**：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。( <https://www.toushin.or.jp/> )

## 特色

1. 投資対象ファンドを通じて、日本企業を除く世界の企業を対象に、企業の成長性、競争優位性、財務の健全性を重視し、厳選されたグローバル企業30社程度に集中投資を行います。投資対象とする株式には、預託証券、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を含みます。
2. 投資対象ファンドの実質的な運用は「コモンズWS海外株式厳選マザーファンド」（以下「マザーファンド」という）で行います。マザーファンドの運用にあたっては、コモンズ投信株式会社（以下「コモンズ投信」という）に運用の指図に関する権限を委託します。
3. コモンズ投信は、外貨建資産の運用にあたり、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド（以下「ウォルター・スコット」という）から助言を受けます。

ウォルター・スコットは、英国のエジンバラで1983年に設立されました。創業以来、一貫して「長期的に顧客の資産を保全し、成長させる」という理念のもと、長期的かつ持続的に、極めて高い「富の創出力」を示す企業に投資をしています。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## ファンドの特色

**1.世界の市場から30社程度への厳選投資**

日本企業を除く世界の企業を対象に、企業の成長性、競争優位性、財務の健全性を重視して、投資対象企業を厳選します。

**2.長期投資**

「市場ではなく、企業が富を生み出す」という考えに基づいた長期投資により、企業の成長とともに資産価値の増大を目指します。

**3.チーム・アプローチ**

投資判断は経験豊富な投資チームによる議論と合意を経て実施。個人の裁量ではなく、集団知による意思決定を重視します。

## ファンドの運用にあたり、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから助言を受けます。

ウォルター・スコットは、英国のエジンバラで1983年に設立されました。創業以来、一貫して「長期的に顧客の資産を保全し、成長させる」という理念のもと、長期的かつ持続的に、極めて高い「富の創出力」を示す企業に投資しています。

### ウォルター・スコットの運用チーム(全21名)

チームは経験豊富なメンバーで構成され、離職率は低く在籍年数は平均13年



ジェーン・ヘンダーソン  
マネージング・ディレクター  
在籍年数:29年

エグゼクティブ・ディレクター



ロイ・レキー  
インベストメント&クライアント・サービス担当  
エグゼクティブ・ディレクター  
在籍年数:29年

リサーチ・チーム及びアドバイザー 19名

※2025年6月30日現在

## &lt;ファンドの運用プロセス&gt;

## 投資プロセス

## 投資ユニバース

ウォルター・スコットでは、厳格な投資基準・規律に合致する銘柄を選定すべく、投資対象の地域や業種に制約を設けることなく、世界中の企業を調査・分析対象としています。

## 定量分析

すべての投資先企業について、社内で詳細に財務分析を行います。主な情報源は年次報告書や監査済み財務諸表などです。



ひととき優れた成長力



財務指標

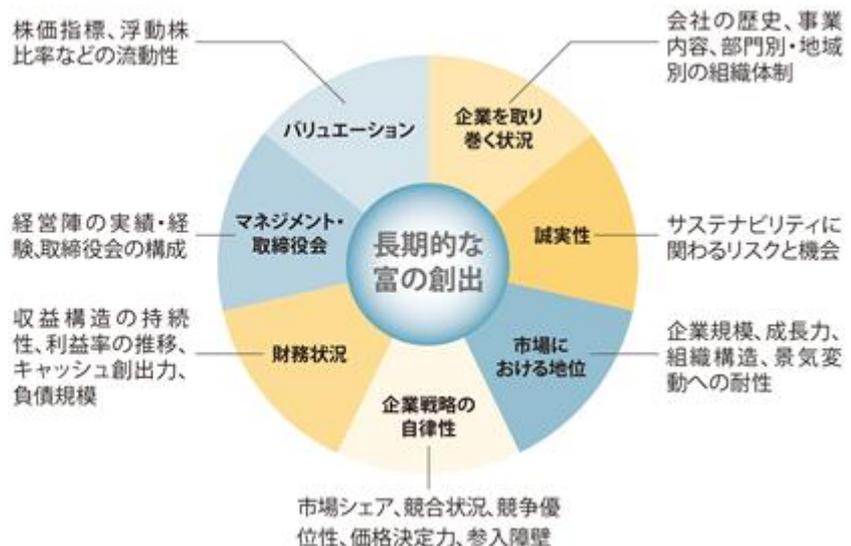


バランスシート

## 「セブン・シスターズ」による定性分析

ウォルター・スコット独自の7つの調査項目「セブン・シスターズ」に沿い、投資先企業のあらゆる側面を分析・検討の対象とします。

## チームベースの議論・検討

投資対象企業  
約30社程度

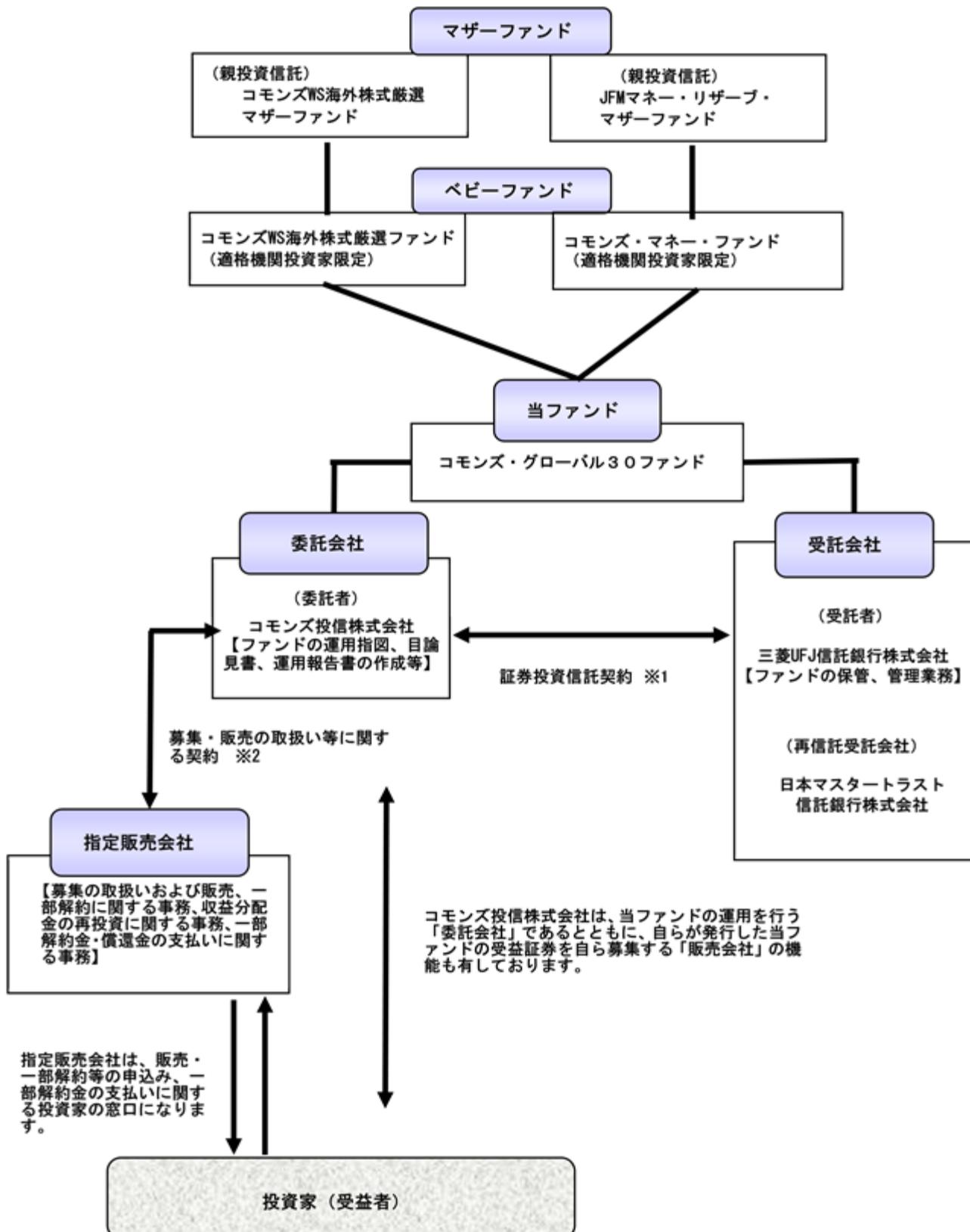
## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

2025年10月20日 ファンドの募集開始

2025年12月3日 ファンドの信託契約締結、設定・運用開始予定

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 1 委託会社と受託会社との契約（信託契約）

当ファンドの運用に関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

## 2 委託会社と指定販売会社との契約（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

## 委託会社の概況

a．資本金 1億円（2025年9月末現在）

## b．会社の沿革

2007年11月6日 株式会社コモンズとして設立

2008年8月29日 コモンズ投信株式会社に商号変更

2008年10月15日 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第2061号

## c．大株主の状況（2025年9月末現在）

株主名	住所	所有株式数	比率
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1-10	26株	22.42%
シブサワ・アンド・カンパニー株式会社	東京都港区南青山二丁目5-17	10株	8.62%
株式会社バリュークリエイト	東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F	10株	8.62%

所有株式数および比率は、株主総会において議決権を有するA種類株式を対象に記載しております。

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

## 投資態度

- ・ 主として投資対象ファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式（預託証券、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を含む）に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
- ・ 銘柄選定にあたっては、財務特性、マネジメントおよび競争優位性等に着目し、中長期での収益獲得に資すると考えられる海外の株式に厳選して投資を行います。
- ・ 投資対象ファンドの運用にあたっては、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド（以下「ウォルター・スコット」という）から助言を受けます。
- ・ 投資対象ファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは設定しません。
- ・ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは、原則として行いません。

- ・ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等のほか投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

主として、投資対象ファンドの受益証券を主要投資対象としますが、詳しい投資対象は以下の通りです。(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

投資対象とする有価証券は以下の通りです。(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主としてJAMPファンド・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたコモンズWS海外株式厳選ファンド(適格機関投資家限定)とコモンズ・マネー・ファンド(適格機関投資家限定)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### <投資対象ファンドの概要>

#### 1. コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）

#### 2. コモンズWS海外株式厳選マザーファンド

基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主要投資対象	<p>&lt;投資対象ファンド&gt; コモンズWS海外株式厳選マザーファンドの受益証券</p> <p>&lt;マザーファンド&gt; 日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式（預託証券、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を含む。以下同じ。）</p>
投資態度	<p>&lt;投資対象ファンド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。</li> <li>2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。</li> <li>3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等のほか投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ol> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主として、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。</li> <li>2. ポートフォリオの構築にあたっては、財務特性、マネジメントおよび競争優位性等に着目し、中長期での収益獲得に資すると考えられる30銘柄程度に厳選します。</li> <li>3. 運用にあたっては、運用の指図に関する権限をコモンズ投信に委託します。コモンズ投信は、外貨建資産の運用にあたり、ウォルター・スコットから助言を受けます。</li> <li>4. 株式の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。</li> <li>5. 外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。</li> <li>8. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等のほか投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ol>
ベンチマーク	なし

主な投資制限	<p>&lt;投資対象ファンド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。</li> <li>2. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> </ol> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資比率には制限を設けません。</li> <li>2. 外貨建資産への投資比率に制限を設けません。</li> <li>3. 同一発行体の株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>4. 新興国への投資比率は、原則として純資産総額の20%以下とします。</li> <li>5. デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。</li> <li>6. 信用取引の指図は行いません。</li> <li>7. 有価証券の貸付の指図は行いません。</li> <li>8. 一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とします。当該比率を超えた場合は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</li> </ol>																												
決算日	<p>年1回 毎年6月2日（同日が休業日の場合は翌営業日）</p> <p>初回決算日 2026年6月2日</p>																												
収益分配方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。</li> <li>2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。</li> <li>3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</li> </ol>																												
運用管理費用 （信託報酬等）	<p>&lt;投資対象ファンド&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、純資産総額に対して以下の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="384 1218 1386 1610"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th> <th rowspan="2">信託報酬率（年率） 上段：税込 下段：税抜</th> <th colspan="3">配分</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円までの部分</td> <td>0.8921% 0.8110%</td> <td>0.8470% 0.7700%</td> <td>0.0011% 0.0010%</td> <td>0.0440% 0.0400%</td> </tr> <tr> <td>500億円超 1,000億円以下の部分</td> <td>0.8426% 0.7660%</td> <td>0.8030% 0.7300%</td> <td>0.0011% 0.0010%</td> <td>0.0385% 0.0350%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超 3,000億円以下の部分</td> <td>0.7821% 0.7110%</td> <td>0.7480% 0.6800%</td> <td>0.0011% 0.0010%</td> <td>0.0330% 0.0300%</td> </tr> <tr> <td>3,000億円超 の部分</td> <td>0.7216% 0.6560%</td> <td>0.6930% 0.6300%</td> <td>0.0011% 0.0010%</td> <td>0.0275% 0.0250%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、信託財産に関する諸経費、諸費用、組入有価証券の売買費用およびこれらに対する消費税相当額等が信託財産から支払われます。</p>	純資産総額	信託報酬率（年率） 上段：税込 下段：税抜	配分			委託会社	販売会社	受託会社	500億円までの部分	0.8921% 0.8110%	0.8470% 0.7700%	0.0011% 0.0010%	0.0440% 0.0400%	500億円超 1,000億円以下の部分	0.8426% 0.7660%	0.8030% 0.7300%	0.0011% 0.0010%	0.0385% 0.0350%	1,000億円超 3,000億円以下の部分	0.7821% 0.7110%	0.7480% 0.6800%	0.0011% 0.0010%	0.0330% 0.0300%	3,000億円超 の部分	0.7216% 0.6560%	0.6930% 0.6300%	0.0011% 0.0010%	0.0275% 0.0250%
純資産総額	信託報酬率（年率） 上段：税込 下段：税抜			配分																									
		委託会社	販売会社	受託会社																									
500億円までの部分	0.8921% 0.8110%	0.8470% 0.7700%	0.0011% 0.0010%	0.0440% 0.0400%																									
500億円超 1,000億円以下の部分	0.8426% 0.7660%	0.8030% 0.7300%	0.0011% 0.0010%	0.0385% 0.0350%																									
1,000億円超 3,000億円以下の部分	0.7821% 0.7110%	0.7480% 0.6800%	0.0011% 0.0010%	0.0330% 0.0300%																									
3,000億円超 の部分	0.7216% 0.6560%	0.6930% 0.6300%	0.0011% 0.0010%	0.0275% 0.0250%																									
設定日	2025年12月3日																												
当初申込期間	2025年12月2日																												
継続申込期間	2025年12月3日から																												
信託期間	無期限（信託約款に定める信託終了事由に該当する場合は、繰上償還することがあります）																												
当初募集上限額	500億円																												
信託金限度額	1兆円																												
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日																												
委託会社	JAMPファンド・マネジメント株式会社																												
運用委託先	コモンズ投信株式会社																												

助言会社	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド
販売会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

### < 手続・手数料等 >

購入・解約申込	原則として、販売会社において、購入・解約の申込みに係る所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。 大口の解約申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入時手数料	なし
購入単位	10,000円以上1円単位
購入価額	当初申込期間：1口あたり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
解約時手数料	なし
解約単位	1口単位
解約価額	解約申込受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金支払い	解約申込日から起算して5営業日後

### 3. コモンズ・マネー・ファンド（適格機関投資家限定）

#### 4. JFM マネー・リザーブ・マザーファンド

基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	< 投資対象ファンド > JFM マネー・リザーブ・マザーファンドの受益証券  < マザーファンド > 残存期間が1年以内の日本国債
投資態度	< 投資対象ファンド > 1. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、残存期間が1年以内の日本国債に投資し、利息等収益の確保を目指して運用を行います。 2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。  < マザーファンド > 1. 主として、残存期間が1年以内の日本国債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。 2. 日本国債の組入比率は、原則として高位に維持します。 3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等のほか投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	< 投資対象ファンド > 1. マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。 2. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。  < マザーファンド > 1. 株式への投資は行いません。 2. 外貨建資産への投資は行いません。 3. 信用取引の指図は行いません。 4. 有価証券の貸付の指図は行いません。

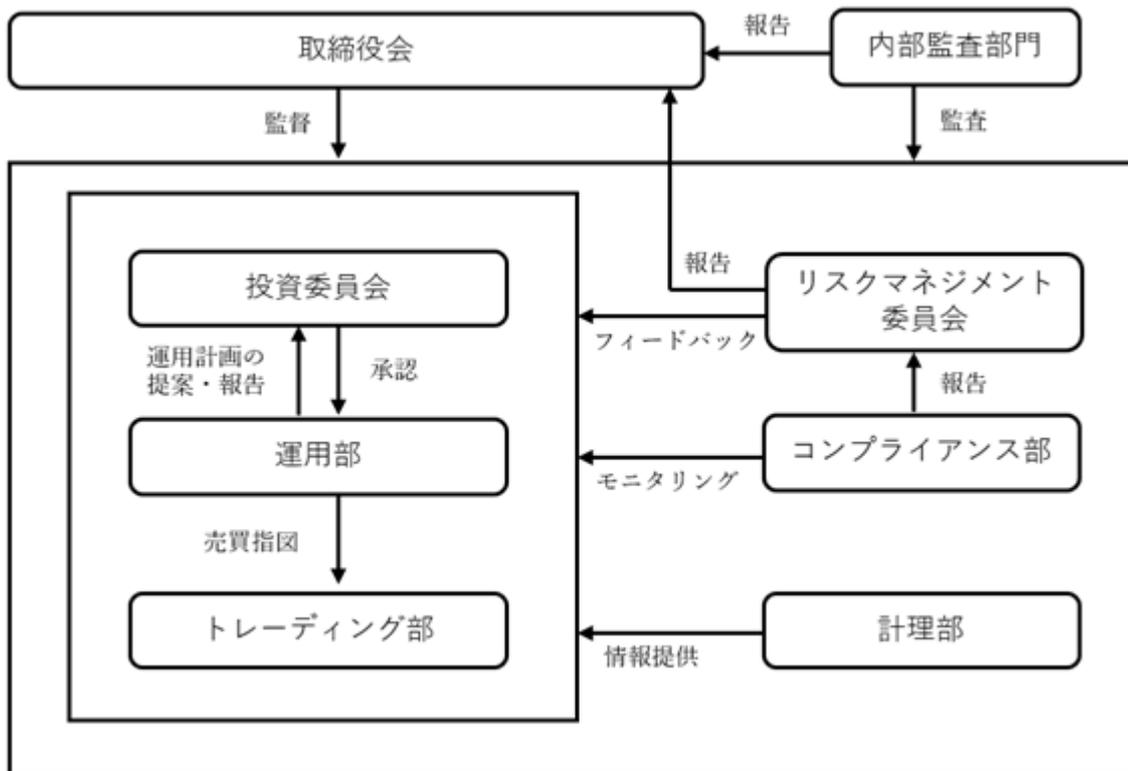
決算日	年1回 毎年7月30日（同日が休業日の場合は翌営業日） 初回決算日 2026年7月30日																		
収益分配方針	1．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。 2．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。 3．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。																		
運用管理費用 （信託報酬等）	<投資対象ファンド> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">（年率）</th> <th rowspan="2">信託報酬率</th> <th colspan="3">配分</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上段：税込</td> <td>0.11%</td> <td>0.055%</td> <td>0.011%</td> <td>0.044%</td> </tr> <tr> <td>下段：税抜</td> <td>0.10%</td> <td>0.050%</td> <td>0.010%</td> <td>0.040%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、信託財産に関する諸経費、諸費用、組入有価証券の売買費用およびこれらに対する消費税相当額等が信託財産から支払われます。</p>	（年率）	信託報酬率	配分			委託会社	販売会社	受託会社	上段：税込	0.11%	0.055%	0.011%	0.044%	下段：税抜	0.10%	0.050%	0.010%	0.040%
（年率）	信託報酬率			配分															
		委託会社	販売会社	受託会社															
上段：税込	0.11%	0.055%	0.011%	0.044%															
下段：税抜	0.10%	0.050%	0.010%	0.040%															
設定日	<投資対象ファンド> 2025年12月3日																		
信託期間	無期限（信託約款に定める信託終了事由に該当する場合は、繰上償還することがあります）																		
当初募集上限額	1億円																		
信託金限度額	100億円																		
委託会社	JAMPファンド・マネジメント株式会社																		
販売会社	三菱UFJ信託銀行株式会社																		
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）																		

## &lt; 手続・手数料等 &gt;

購入・解約申込	原則として、販売会社において、購入・解約の申込みに係る所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。 大口の解約申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入時手数料	なし
購入単位	1円以上1円単位
購入価額	当初申込期間：1口あたり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額
解約時手数料	なし
解約単位	1口単位
解約価額	解約申込受付日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金支払い	解約申込日から起算して4営業日後

## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



## &lt; 業務内容 &gt;

取締役会	運用体制全般についての監督
投資委員会	投資信託財産にかかる運用計画の承認
運用部	運用計画の策定、投資委員会への提案、報告等 ガイドラインに従ったポートフォリオの作成 投資対象企業等の調査、分析 運用に係る売買の指示
トレーディング部	運用部の指示に基づく売買の執行
計理部	運用部等への信託財産に係る各種情報の提供
コンプライアンス部	運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリング モニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告
リスクマネジメント委員会	前述のモニタリング結果の評価 評価結果の各部門へのフィードバック及び取締役会への報告
内部監査部門	運用体制全般について内部管理態勢の適切性、有効性の検証 検証結果の取締役会への報告

< 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

ファンドの運用体制等は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- \* 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま（受益者）の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

#### （５）【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）
2. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）
3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）
4. デリバティブの直接利用は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）
5. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

### 信託約款のその他の投資制限

- 1．公社債の借入れの指図、目的および範囲  
約款第20条の定めに従うこととします。
- 2．有価証券の空売りの指図  
約款第21条の定めに従うこととします。

### 3【投資リスク】

・投資信託は預貯金と異なります。当ファンドは値動きのある有価証券に投資するため、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により元本を割り込み、損失を被ることがあります。ファンドの運用から生じる損益は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

#### [価格変動リスク]

当ファンドは実質的に海外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。株価は、個別の企業の業績や経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。特に、新興国市場の株式は、先進国市場に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。

#### [流動性リスク]

ファンドが有価証券を売却または取得する際、市場に十分な流動性がない場合、市場実勢価格から乖離した価格での取引を余儀なくされ、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。一般的に、新興国市場は先進国市場と比較して流動性リスクが高くなる傾向があります。

#### [信用リスク]

有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化、またはそれらが予想される場合、当該有価証券の価値が下落または消失し、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### [為替変動リスク及びカントリーリスク]

外貨建資産への投資においては、投資対象国・地域の政治・経済情勢等の変化、対円為替レートの変動等の影響により外貨建資産の価値が変動し、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。特に新興国は、先進国と比較して変動性が高くなる傾向があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- ・当ファンドの投資対象ファンドは、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式を採用しています。他の投資信託によるマザーファンドへの追加設定・解約等が短期間に集中した場合、マザーファンドに組入れている有価証券の売買により、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・大量解約に伴い組入資産を短期間で大量に売却する必要が生じた場合、当該売却注文が市場価格に影響を与え、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢価格を反映した取引ができない場合や十分な取引量が確保できない場合は、解約申込の受付中止、受付済の解約申込の取消し、解約代金の支払い遅延といった事象が発生する可能性があります。
- ・マザーファンドは厳選した銘柄に集中投資を行うため、個々の銘柄の価格変動がポートフォリオ全体に大きな影響を与え、これに伴い各種リスク水準が高まる傾向があります。
- ・収益分配金は、預貯金の利息と異なり、必ずしも計算期間の運用収益を示すものではありません。分配金は信託財産から支払われるため、純資産総額が減少し、基準価額の下落要因となる場合があります。運用収益を超える分配が行われた場合は、その一部または全部が実質的に元本の一部払戻しとなる場合があります。
- ・当ファンドのお取引は、金融商品取引法第37条の6に定めるクーリング・オフの対象外となります。
- ・投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険および保険契約者保護の対象ではありません。販売会社が証券会社ではない場合、投資者保護基金の支払い対象となりません。

## 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」の管理については、運用部門が各種リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行なうとともに、運用部門とは別の管理担当部署により各種リスクのモニタリングを行い、リスク管理することを基本的な考え方として投資リスクの管理体制を構築しています。各部門の管理体制は次のとおりです。

### <運用部>

各種リスクについて常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行ないます。

### <コンプライアンス部>

投資信託財産の運用状況のモニタリングや、法令諸規則、信託約款等の遵守状況に係るモニタリングを行ないます。またモニタリングの結果についてリスクマネジメント委員会に報告します。

### <リスクマネジメント委員会>

コンプライアンス部より報告されたモニタリングの結果を受け、運用状況および流動性リスクのモニタリングと管理、運用に係るリスクについて評価します。その結果について運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

### <内部監査部門>

内部監査部門は、リスク管理体制全般について適切性並びに有効性を監査し、必要に応じて問題点の改善等を勧告します。また、監査結果について取締役会に報告します。

投資リスクに対する管理体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

指定販売会社が別に定める購入申込手数料（消費税等を含む。）を申し受ける場合があります。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額	信託報酬率（年率）	配分（上段：税込、下段：税抜）		
	（上段：税込、下段：税抜）	委託会社	販売会社	受託会社
500億円までの部分	0.836% （0.760%）	0.209% （0.190%）	0.605% （0.550%）	0.022% （0.020%）
500億円超1,000億円以下の部分	0.792% （0.720%）	0.198% （0.180%）	0.572% （0.520%）	0.022% （0.020%）
1,000億円超3,000億円以下の部分	0.748% （0.680%）	0.187% （0.170%）	0.539% （0.490%）	0.022% （0.020%）
3,000億円超の部分	0.704% （0.640%）	0.176% （0.160%）	0.506% （0.460%）	0.022% （0.020%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）及び毎計算期間末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。

また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお、当ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態であり、投資対象とする投資信託証券の報酬として最大年率0.8921%程度（税抜0.811%程度）であることから、実質的な受益者負担の合計は最大年率1.7281%（税抜1.571%程度）となります。

税額は、2025年9月末現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用  
保管費用等  
借入金の利息

## 投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替金の利息

その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記 その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.11%（税抜0.100%）を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

### （5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

#### <個人の受益者に対する課税>

##### 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

## 解約代金及び償還金に対する課税

解約代金及び償還金から取得費用（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得とみなされ20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、お客さま（受益者）がお申込みされた委託会社又は指定販売会社にお問い合わせください。

解約時及び償還時の損失（譲渡損失）については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

## 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## <法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」（特別分配金）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 個別元本について

追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合については委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、上記の〈収益分配金の課税について〉を参照）。

（注）上記は2025年9月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

当ファンドは、2025年12月3日に運用を開始する予定であり、本有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込期間	<p>当初申込期間：2025年10月20日から2025年12月2日 最終日の受付は、2025年12月2日の指定販売会社が定める時間までとなります。</p> <p>継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。</p> <p>なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>
申込取扱場所	<p>当ファンドの受益権は、指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。</p> <p><u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a></p>
申込単位	<p>・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。 ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。</p>
申込価額	<p>当初申込期間・・・1口1円とします。 継続申込期間・・・取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。</p> <p>当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。</p> <p>(日本経済新聞においては、掲載名：コモンズG30)</p>
申込方法	<p>・指定販売会社の定める方法によります。</p>
申込手数料	<p>・指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。</p>
申込受付時間	<p>原則として、午後3時30分までに受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</p>
申込受付不可日	<p>ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p>
申込の受付中止および取消	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受け付けを取り消す場合があります。</p>
クーリング・オフ非適用	<p>当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。</p>

振替機関等の口座の提示等	当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
--------------	--

## 2【換金（解約）手続等】

換金方法	・指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	・指定販売会社が、別途定める換金単位とします。
解約価額	・解約請求受付日の翌々営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認いただけます。 委託会社 コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a>
換金請求受付時間	原則として、午後3時30分までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。 受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとし、振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の算出>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

##### <有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

投資信託受益証券：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）

- ・コモンズ・マネー・ファンド（適格機関投資家限定）

外貨建資産：原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替予約取引：原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は原則として、申込受付不可日を除く委託会社の毎営業日に計算されます。

##### <基準価額の照会方法>

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：コモンズG30）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03 - 5860 - 5706 10：00～16：00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a>
-----	--

#### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2025年12月3日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月18日から翌年9月17日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了

イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

この信託契約を解約することがお客さま(受益者)のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

- a. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま(受益者)に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- b. 前記aの書面決議において、お客さま(受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。))は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま(受益者)が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま(受益者)は、書面決議について賛成したものとみなします。
- c. 前記aの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま(受益者)の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 前記aからcまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記aからcまでの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客さま(受益者)が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 八．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の口の書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 二．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、お客さま（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「信託約款の変更等」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更等の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前項の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ニ．上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ホ．上記ハ及びニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま（受益者）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、お客様（受益者）が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って上記、に従い、信託の終了または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

- イ．委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対し、販売会社を通じて交付します。

ロ．運用報告書(全体版)は、下記「 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、お客様(受益者)から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま(受益者)は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当ファンドを償還させます。

#### 公告

委託会社がお客さま(受益者)に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.common30.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と指定販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月(または3ヶ月)前までに、委託会社及び指定販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

##### 収益分配金に対する請求権

- イ．お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。
- ロ．収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者として、）に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ニ．お客さま（受益者）が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

##### 償還金に対する請求権

- イ．お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ．償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者として、）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等にてお支払いします。
- ハ．お客さま（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

##### 換金（解約）請求権

- イ．お客さま（受益者）は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金（解約）をご請求になる権利を有します。
- ロ．解約支払金は、お客さま（受益者）の換金（解約）の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目からお客さま（受益者）にお支払いします。

## 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成する予定です。

当ファンドは、2025年12月3日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

当ファンドの会計監査は、イデア監査法人が行う予定です。

#### 1【財務諸表】

##### （1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### （2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### （3）【注記表】

該当事項はありません。

##### （4）【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

##### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額等（2025年9月末現在）

資本金	1億円
発行可能株式総数	90,000株
発行済株式総数	66,402株
A種類株式	116株
B種類株式	13,880株
C種類株式	52,406株

B種類株式、C種類株式は株主総会における議決権を有しておりません。

最近5年間における資本金の額の増減

2022年3月 資本金1億円に減資

##### (2)委託会社の機構（2025年9月末現在）

###### 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

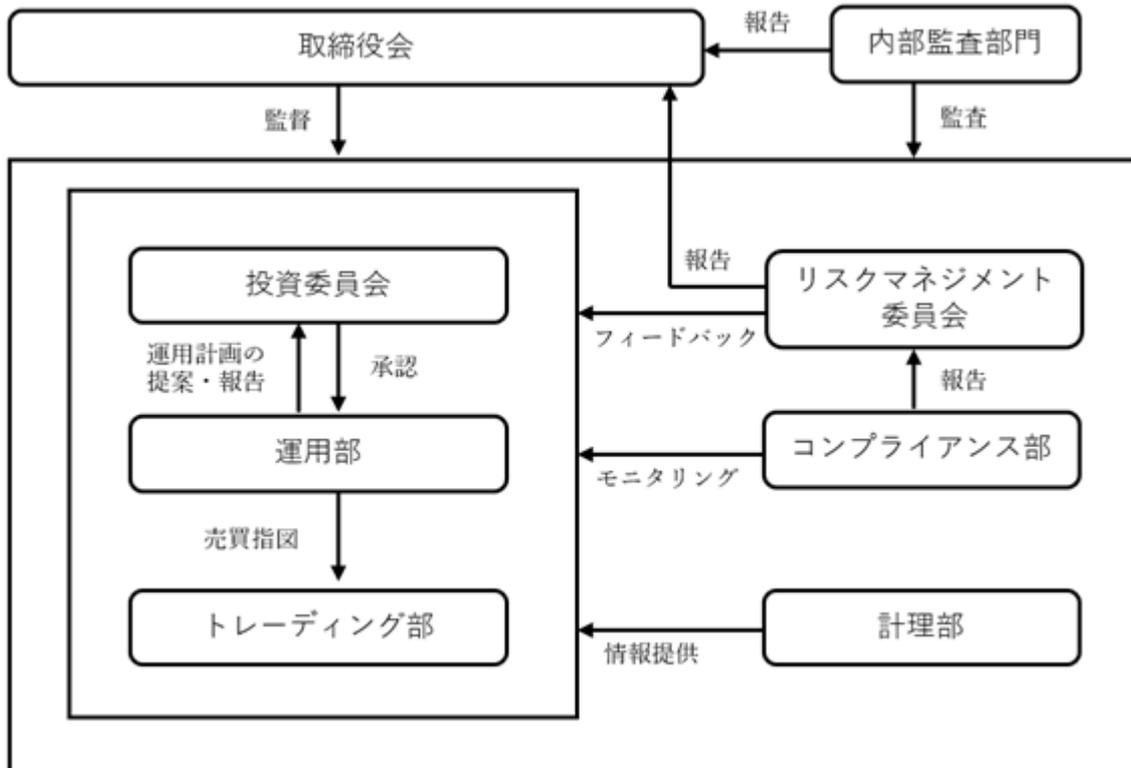
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、運用部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、トレーディング部、コンプライアンス部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

## 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



## &lt; 業務内容 &gt;

取締役会	運用体制全般についての監督
投資委員会	投資信託財産にかかる運用計画の承認
運用部	運用計画の策定、投資委員会への提案、報告等 ガイドラインに従ったポートフォリオの作成 投資対象企業等の調査、分析 運用に係る売買の指示
トレーディング部	運用部の指示に基づく売買の執行
計理部	運用部等への信託財産に係る各種情報の提供
コンプライアンス部	運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリング モニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告
リスクマネジメント委員会	前述のモニタリング結果の評価 評価結果の各部門へのフィードバック及び取締役会への報告
内部監査部門	運用体制全般について内部管理態勢の適切性、有効性の検証 検証結果の取締役会への報告

ファンドの運用体制等は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2025年9月末現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	1	13,321
追加型株式投資信託	7	112,414
合計	8	125,735

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

- ( 1 ) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- ( 2 ) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ( 3 ) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

		前事業年度末 ( 2024年3月31日現在 )		当事業年度末 ( 2025年3月31日現在 )	
区分	注記 番号	金額 ( 千円 )	構成比 ( % )	金額 ( 千円 )	構成比 ( % )
( 資産の部 )					
. 流動資産					
現金及び預金		172,443		101,578	
直販顧客分別金信託		213,775		183,256	
立替金		10,200		600	
前払費用		7,324		7,351	
未収委託者報酬		266,447		270,402	
未収入金		108		570	
未収還付法人税等		3		15	
短期差入保証金		9,178		-	
その他		-		589	
流動資産合計		679,481	86.7	564,364	82.3
. 固定資産					
有形固定資産					
建物附属設備	1	-		27,860	
器具備品	1	1,433		12,747	
リース資産	1	564		2,530	
建設仮勘定		11,167		624	
有形固定資産合計		13,165	1.7	43,763	6.3
無形固定資産					
ソフトウェア		4,937		3,213	
無形固定資産合計		4,937	0.6	3,213	0.4
投資その他の資産					
投資有価証券		472		445	
長期前払費用		4,510		2,266	
敷金		46,726		46,726	
繰延税金資産		34,667		24,821	
その他		10		10	
投資その他の資産合計		86,387	11.0	74,269	10.8
固定資産合計		104,490	13.3	121,246	17.6
資産合計		783,972	100.0	685,610	100.0

		前事業年度末 (2024年3月31日現在)		当事業年度末 (2025年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
.流動負債					
リース債務		730		519	
預り金		71,798		23,065	
顧客からの預り金		48,144		12,487	
前受収益		346		972	
未払費用		64,438		73,546	
未払金		45,661		32,509	
未払法人税等		290		265	
未払消費税等		10,191		5,895	
賞与引当金		20,000		24,000	
その他		-		3	
流動負債合計		261,602	33.4	173,264	25.2
.固定負債					
リース債務		-		2,402	
長期未払金		392		813	
固定負債合計		392	0.1	3,216	0.4
負債合計		261,994	33.4	176,481	25.7

		前事業年度末 (2024年3月31日現在)		当事業年度末 (2025年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
・株主資本					
資本金		100,000	12.8	100,000	14.5
資本剰余金					
資本準備金		100,000		100,000	
その他資本剰余金		27,054		27,054	
資本剰余金合計		127,054	16.2	127,054	18.5
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		294,810		299,275	
利益剰余金合計		294,810	37.6	299,275	43.6
自己株式		-		17,294	2.5
株主資本合計		521,864	66.6	509,035	74.2
・評価・換算差額等					
その他有価証券					
評価差額金		112		93	
評価・換算差額等合計		112	0.0	93	0.0
純資産合計		521,977	66.6	509,129	74.2
負債・純資産合計		783,972	100.0	685,610	100.0

## （ 2 ） 【 損益計算書 】

		前事業年度 ( 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )		当事業年度 ( 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 )			
区分	注記 番号	金額 ( 千円 )		百分比 ( % )	金額 ( 千円 )		百分比 ( % )
. 営業収益							
委託者報酬			878,557			987,130	
その他営業収益			6,210			-	
営業収益合計			884,767	100.0		987,130	100.0
. 営業費用							
広告宣伝費			25,504			30,991	
事務委託費			168,089			186,242	
支払手数料			223,266			277,816	
その他			5,874			6,503	
営業費用合計			422,734	47.8		501,553	50.8
. 一般管理費							
給料			241,603			285,914	
役員報酬		65,052			74,562		
給料手当		111,481			129,052		
役員賞与		29,300			34,800		
賞与		15,770			23,500		
賞与引当金繰入額		20,000			24,000		
法定福利費			24,998			28,674	
租税公課			133			232	
地代家賃			12,861			34,051	
支払報酬			15,444			9,111	
固定資産減価償却費			2,652			9,479	
その他			31,045			42,180	
一般管理費合計			328,739	37.2		409,644	41.5
営業利益			133,293	15.1		75,932	7.6

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		
			百分比 (%)		百分比 (%)	
.営業外収益						
受取利息			1		226	
受取配当金			15		16	
受取手数料			1,371		1,711	
補助金収入			-		1,499	
その他			6		176	
営業外収益合計			1,395	0.2	3,630	0.3
.営業外費用						
支払利息			27		171	
その他			113		124	
営業外費用合計			140	0.0	296	0.0
経常利益			134,547	15.2	79,266	8.0
.特別利益						
敷金償却戻入益			1,026		-	
特別利益計			1,026	0.1	-	-
.特別損失						
移転関連費用			-		7,035	
特別損失計			-	-	7,035	0.7
税引前当期純利益			135,574	15.3	72,231	7.3
法人税、住民税及び事業税			290	0.0	265	0.0
法人税等調整額			22,990	2.6	9,854	1.0
当期純利益			112,294	12.7	62,111	6.2

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	100,000	27,054	127,054	224,441	224,441	451,495
当期変動額							
剰余金の配当					41,924	41,924	41,924
当期純利益					112,294	112,294	112,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	70,369	70,369	70,369
当期末残高	100,000	100,000	27,054	127,054	294,810	294,810	521,864

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62	62	451,557
当期変動額			
剰余金の配当			41,924
当期純利益			112,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	50	50	50
当期変動額合計	50	50	70,419
当期末残高	112	112	521,977

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	27,054	127,054	294,810	294,810	-	521,864
当期変動額								
剰余金の配当					57,646	57,646		57,646
当期純利益					62,111	62,111		62,111
自己株式の取得							17,294	17,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	4,465	4,465	17,294	12,829
当期末残高	100,000	100,000	27,054	127,054	299,275	299,275	17,294	509,035

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	112	112	521,977
当期変動額			
剰余金の配当			57,646
当期純利益			62,111
自己株式の取得			17,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	19	19	19
当期変動額合計	19	19	12,848
当期末残高	93	93	509,129

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

器具備品 4年～15年

器具備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

## 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## （重要な会計上の見積り）

## 1. 繰延税金資産の回収可能性

## （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
繰延税金資産	34,667	24,821

## （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

（単位：千円）

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
建物附属設備	8,688	1,854
器具備品	1,900	5,801
リース資産	3,200	4,221
合計	13,789	11,877

2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	150,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	100,000千円	150,000千円

## （損益計算書関係）

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	-	-	116
B種類株式	13,880	-	-	13,880
C種類株式	52,406	-	-	52,406
合計	66,402	-	-	66,402

## （変動事由の概要）

該当事項はありません。

## 注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	C種類株式	41,924	800	2023年3月31日	2023年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	C種類株式	57,646	1,100	2024年3月31日	2024年7月1日

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	-	-	116
B種類株式	13,880	-	-	13,880
C種類株式	52,406	-	-	52,406
合計	66,402	-	-	66,402

## (変動事由の概要)

該当事項はありません。

注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

## 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	-	-	-	-
B種類株式	-	-	-	-
C種類株式	-	2,200	-	2,200
合計	-	2,200	-	2,200

## (変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりです。

C種類株式 取得請求権の行使に伴う自己株式の取得 2,200株

## 3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	C種類株式	57,646	1,100	2024年3月31日	2024年7月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	C種類株式	60,247	1,200	2025年3月31日	2025年6月30日

## (リース取引関係)

## ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

リース資産の内容

有形固定資産

本社における電話機主装置及びファイルサーバであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図する投資信託「ザ・2020ビジョンS-1（適格機関投資家専用）」のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入を行う場合は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

## （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）投資有価証券			
其他有価証券	472	472	-
資産計	472	472	-
（1）リース債務	730	729	1
負債計	730	729	1

1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	445	445	-
資産計	445	445	-
(1) リース債務	2,922	2,890	31
負債計	2,922	2,890	31

1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注)1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	172,443	-	-	-
(2) 直販顧客分別金信託	213,775	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	266,447	-	-	-
(4) 短期差入保証金	9,178	-	-	-
合計	661,844	-	-	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	101,578	-	-	-
(2) 直販顧客分別金信託	183,256	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	270,402	-	-	-
合計	555,236	-	-	-

(注)2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	730	-	-	-	-	-
合計	730	-	-	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	519	540	562	585	609	103
合計	519	540	562	585	609	103

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	472	-	472
資産計	-	472	-	472

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	445	-	445
資産計	-	445	-	445

## ( 2 ) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	729	-	729
負債計	-	729	-	729

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	2,890	-	2,890
負債計	-	2,890	-	2,890

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2024年3月31日）

その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	472	300	172
小計	472	300	172
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	472	300	172

当事業年度（2025年3月31日）

その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	445	300	145
小計	445	300	145
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	445	300	145

（退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

## 2．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）	当事業年度 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）
確定拠出制度への要拠出額	4,695	5,230

## （税効果会計関係）

	（単位：千円）	
	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金（ 2）	129,712	94,575
減価償却超過額	766	9
賞与引当金	6,918	8,301
差入保証金(敷金)	882	-
繰越税額控除	-	8,147
その他	425	1,315
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>138,704</b>	<b>112,350</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（ 2）	103,647	78,404
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	328	9,072
<b>評価性引当額小計（ 1）</b>	<b>103,976</b>	<b>87,476</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>34,727</b>	<b>24,873</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	59	51
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>59</b>	<b>51</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>34,667</b>	<b>24,821</b>

（ 1）評価性引当額が16,499千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が25,243千円減少したことに伴うものであります。

## ( 2 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	36,628	31,668	24,353	-	19,021	18,040	129,712
評価性引当額	10,563	31,668	24,353	-	19,021	18,040	103,647
繰延税金資産	26,064	-	-	-	-	-	(b)26,064

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	31,668	24,945	-	19,483	18,478	-	94,575
評価性引当額	15,497	24,945	-	19,483	18,478	-	78,404
繰延税金資産	16,171	-	-	-	-	-	(b)16,171

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.54%	1.54%
住民税均等割	0.21%	0.37%
評価性引当額の増減	18.17%	22.84%
その他	0.00%	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.17%	14.01%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.59%から35.43%に変更されます。

この税率変更による影響は軽微であります。

## （資産除去債務等関係）

## 前事業年度（2024年3月31日）

当社は現本社事務所（2024年6月退去予定）について、不動産賃貸借契約に基づき退去時における原状回復義務を有しており、資産除去債務として認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

なお、新本社事務所については、不動産賃貸借契約に基づき新たに敷金を差し入れており、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

## 当事業年度（2025年3月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

## （収益認識関係）

## 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益	884,767	987,130
委託者報酬	878,557	987,130
その他営業収益	6,210	-
合計	884,767	987,130

## 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	48,749円92銭	48,618円07銭
1株当たり当期純利益	3,904円53銭	133円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. A種類株式（無配当株式）及びB種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。

C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
純資産の部の合計額	521,977千円	509,129千円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,204,281千円	1,189,588千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635千円)	(1,129,340千円)
（うち優先配当額）	(57,646千円)	(60,247千円)
普通株式に係る期末の純資産額	682,303千円	680,458千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)	(13,880株)

## 4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純利益	112,294千円	62,111千円
普通株主に帰属しない金額	57,646千円	60,247千円
(うち優先配当額)	(57,646千円)	(60,247千円)
普通株式に係る当期純利益	54,647千円	1,864千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株	13,996株
(うちA種類株式)	(116株)	(116株)
(うちB種類株式)	(13,880株)	(13,880株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 受託会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2025年9月末現在

### 2【関係業務の概要】

#### 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### <再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円（2025年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### 3【資本関係】

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

（2025年9月末現在）

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案を採用すること、また、ファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、主要内容を要約し、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に信託約款を記載します。
- (5) 目論見書等に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (6) 目論見書に以下の趣旨の文章を記載することがあります。
  - ・投資信託は預貯金と異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
  - ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
  - ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額が変動します。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
  - ・当ファンドは、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- (7) 目論見書に「当ファンドをお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするもの」として以下の内容を記載することがあります。
  - ・お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みいただきたい旨を記載した内容。
  - ・投資信託の財産は受託銀行において信託法に基づき分別管理されている旨を記載した内容。
  - ・請求目論見書は請求いただければ販売会社を通じて交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記載をご自身で記録しておくべきである旨の内容。
- (8) 当ファンドにおいて、投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (9) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月11日

コモンズ投信株式会社  
取締役会 御中イデア監査法人  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 立野 晴朗  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。